１ｂ）改正教職課程認定基準への対応－説明会資料の分析と今後の対応－

◆今回の改正と今後予定されている再課程認定申請について

No.	質問	回答文	考え方・留意事項
102	今般の基準改正と、今後変更が行われる教員免許制度や基準との関係はどのように考えればよいでしょうか。	改正時期や適用時期は異なりますが、制度改正の一連の流れとして基準の改正が行われています。	今回の改正は、中央教育審議会（教員養成部会）において出された意見を基に、対応可能な範囲において先行して行われているものです。（令和 10 年度から適用予定）また、教員免許制度の改正後、さらに基準が改正され、最短で令和 12 年度から適用されることが想定されています。併せて、当該改正後の基準に基づく再課程認定についても、今後検討される予定です。
101	今般の基準の改正後、更なる改正の予定はありますか。	教育職員免許法及び同法施行規則の改正後に基準等の改正が行われる予定ですが、今般の基準改正と同様に、対応可能な範囲において法令の改正を待たずに改正が行われる場合があります。	改正は中央教育審議会（教員養成部会）における議論を踏まえることとなるため、最新の検討状況はこちらを御確認ください。 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/index.html
80	再課程認定のスケジュールはどのような見通しですか。	再課程認定に係るスケジュールは現時点では今後検討予定ですが、仮に最短で免許法等の改正手続が進んだ場合には、令和 11 年度に審査、令和 12 年度から新課程が開始となることが考えられます。	再課程認定については最短で 12 月末に実施予定の説明会においてお示しする予定です。
103	今後予定される制度改正への対応に当たり、大学はどのような考えで準備を進めればよいでしょうか。	再課程認定を念頭に、令和 10 年度から適用可能となる大学内・大学間連携や、今後審査方針の変更が考えられる大学の学位課程と教職課程との接続、教職課程の質担保・質保証の観点も踏まえて検討をお願いします。	制度改正やコアカリキュラムは令和 9 年度以降に検討が行われる予定ですが、現時点でも「強み専門性」、教職専任教員の配置や役割も含めた教職課程の編成や運営等に関する責任体制、自己点検・評価等に関しては整理可能と考えられます。

新（2028/4/1～）	旧（～2028/3/31）
３－１　教職課程における実施組織（共通） （３）認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。 ①　当該学科等の教職課程の編成及び運営等について責任を担う教員（助手を除く。） ②　１年につき３科目以上の当該学科等の教職課程に係る授業科目を担当するもの ③　専ら当該大学の教育研究に従事するもの	**３　教育課程、教育研究実施組織（免許状の種類にかかわらず共通）** （７）認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。 ①　専ら当該課程を有する学科等（全学的に教職課程を実施する組織を含む。以下教職専任教員に関する規定において同じ。）の教育研究に従事する者 ②　当該学科等の教職課程の授業を担当する者 ③　当該学科等の教職課程の編成に参画する者 ④　当該学科等の学生の教職指導を担当する者

１．当該学科等の教職課程の編成及び運営等について責任を担う教員

＜説明会資料 1－3（13 頁）＞

本改正は、大学設置基準等の基幹教員制度そのものを導入するものではなく、教職課程の質保証の観点から独自に設けられている。他方で、「教職課程の編成及び運営等について責任を担う」の考え方については、基幹教員に関する考え方をもとに整理されている。

審査にあたっては、基幹教員制度の適用の有無ではなく、当該教職課程の編成及び運営等への実質的な関与や授業担当の状況に基づき判断される。

⇒様式第４号（履歴書）の記載項目を見直し、追加予定。＜説明会資料 1－3（21 頁）＞

☞基幹教員制度とは

◆2022 年 10 月 1 日施行の改正大学設置基準により創設された。従来の専任教員制度であれば学科に所属していれば設置基準教員数に自動的にカウントできたが、基幹教員制度においては学科の設置基準教員数の算出にあたっては、学内の所属にかかわらず、以下の要件を満たす者のみ設置基準教員数にカウントできるという制度（現時点において大学院は基幹教員制度の対象外）。

◆届出や認可申請による改組が生じた場合は、改組となる学科を含む全学部全学科が基幹教員制度に移行しなければならない。届出や認可申請による改組が生じなければ、従前の専任教員制度のままとなる。ただし、大学の自主的判断により基幹教員制度に移行することは可能。

基幹教員とは、以下の①及び②を満たす教員

①	教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員 ＜教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について審議を行う会議に参画する者等を想定＞
② 右に記載の A 又は B のいずれか	（A）当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。） ＜一の大学でフルタイム雇用されている者等（月額報酬 20 万円以上）を想定＞
	（B）当該学部の教育課程における年間 8 単位以上の授業科目を担当する教員

大学設置基準解説資料 30 頁をもとに作成

＜質問回答事項＞

No.	質問	回答文	考え方・留意事項
23	「当該学科等の教職課程の編成及び運営等について責任を担う」とは、どのような状態を指しますか。	各大学等が設置する教職課程の編成や運営等に関する委員会に、構成員として直接的かつ実質的に参画する教員を指します。	基幹教員の要件「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員」に準じた考え方となります。
24	教職専任教員として「教職課程の編成及び運営等について責任を担う」と認められるためには、教授会と教職課程に関する委員会の両方に出席している必要がありますか。	教授会と委員会の両方に出席することは必須ではなく、いずれか一つの会議体に構成員として参画している場合でも、要件を満たし得ます。	会議の名称や数ではなく、教職課程の編成及び運営等に関する審議を行う会議に、構成員として直接的かつ実質的に参画しているかどうかにより判断されます。

No.	質問	回答文	考え方・留意事項
25	教職専任教員として参画する「会議」は、教職課程に関するすべての事項を扱う会議体である必要がありますか。また、会議には通年で参画している必要がありますか。	教職課程に関するすべての事項を扱う会議体である必要はありません。また、授業担当等の要件を満たすのであれば、必ずしも会議に通年で参画することまでは求められません。	責任者として教職課程の編成や運営等に係る事項の審議に実質的に関与していることが重要であり、形式的な会議への出席を一律に求める趣旨ではありません。
26	教授会の下に置かれた会議や教職課程委員会の下部組織の構成員も、「教職課程の編成及び運営等について責任を担う」教職専任教員に該当し得ますか。	教職課程の編成及び運営等に関する審議を行う会議であれば、教授会や委員会そのものではない下部組織の構成員であっても、該当し得ます。	会議の名称や数ではなく、教職課程の編成及び運営等に関する審議を行う会議に、構成員として直接的かつ実質的に参画しているかどうかにより判断されます。
27	教職課程に関する会議の構成員ではなく、当該会議の議事に意見を述べる機会があるだけの場合でも、「教職課程の編成及び運営等について責任を担う」教職専任教員とすることはできますか。	単に当該会議の議事に意見を述べる機会があるだけでは、不十分です。	「責任を担う」とは、教職課程の編成及び運営等に関する会議に、構成員として直接的かつ実質的に参画していることを要します。形式的に会議の構成員に加えるのみで、実質的な参画実態がない場合も要件を満たすことにはなりません。
28	教職課程の編成及び運営等について責任を担っていても、授業を全く担当していない教員は、教職専任教員となることができますか。	授業を全く担当していない教員は、基準の要件を満たさないため教職専任教員となることはできません。	

＜令和４年度大学設置基準等の改正に係る Q&A（基幹教員関係）＞

No.	質問	回答
8	「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員」とは、どのような意味ですか。	各大学等が設置する教授会や教務委員会等の、教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議に、構成員として直接的かつ実質的に参画する教員です。
9	「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員」との要件に該当するには、教授会と教務委員会の両方に出席する必要があるのですか。	教授会と教務委員会の両方に出席する必要はなく、いずれか一の会議体に構成員として参画する場合も、基幹教員の要件を充足することとなります。
9-2	A9 にいう「会議」について、この会議は、教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与の全てを扱う会議体である必要があるのでしょうか。例えば、教育課程の編成の審議は行っているが、学生の入学、卒業、学位の授与等の審議は行っていない場合は、上記の「会議」には該当しないことになるのでしょうか。また、この会議には、通年で参画する必要があるのでしょうか。例えば、ある年度において秋学期にサバティカルに行くため、教授会に半期のみ出席する場合は、要件を充足することになるのでしょうか。	A9 にいう「会議」については、教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与の全てを扱う会議体である必要はありません。また、ある年度において授業科目に係る要件を満たすのであれば、必ずしも会議に通年で参画することまでは求められません。
9-3	教授会の下に置かれた会議で、「教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議」を行い、承認された議事を教授会に付議しています。このような会議の構成員も、「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員」と認めることはできるのでしょうか。	A9 に掲げた事項の審議を行う会議であれば、教授会や教務委員会といった会議そのものには当たらないお尋ねのような会議の構成員も、「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員」と認め得るものです。ただし、この場合も、当該会議に構成員として直接的かつ実質的に参画していることが必要です。

No.	質問	回答
10	教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議の構成員とならなくても、当該会議の議事に意見を述べる体制が整えられていれば、「教育課程の編成に責任を担う」者とすることはできるのでしょうか。	「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う」との要件については、各大学等が設置する教授会や教務委員会等の、教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議に、構成員として直接的かつ実質的に参画することが求められるものであり、単に当該会議の議事に意見を述べる体制が整えられるのみでは不十分です。 これに関連して、基幹教員の要件を形式的に充足することのみを目的として、教育課程の編成等についての審議を行う会議への参画実態がないにもかかわらず、形式的に当該会議の構成員に加えたり、当該審議に実質上は関与しない会議を設けたりする場合には、基幹教員の要件を満たすことにはなりません。
10-2	学部とは別に全学的に教養教育を実施するための組織を設け、当該組織に教授会を置いていますが、この教授会の構成員も、「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員」と認められるのでしょうか。	基幹教員の趣旨は、大学教育の基本的な単位である学位プログラムの編成、実施や改善等を担う教員の責任性の明確化を図ること等にあることから、基幹教員（数）については、大学設置基準の規定に従い、各大学の学部等の単位で判断・算定することとなります。このことは、お尋ねのような教養教育に係る組織に所属する教員が基幹教員となる場合も同様です。例えば、当該組織に所属する教員（いわゆる教養科目のみを担当）がA学部の基幹教員となるには、A学部の教育課程の編成等に責任を担うとともに、A学部の授業科目に係る要件を充足することが必要となります。上記の点を踏まえれば、お尋ねのような教養教育に係る組織の教授会についても、個々の教養科目単位の授業内容だけでなく、学位プログラムの一部を構成する教育プログラムとしてA学部の教養教育の教育課程の編成等に責任を担うと言えるものであれば、基幹教員の要件である「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員」を満たすこととなります。

No.	質問	回答
10-3	教養科目のみを担当する教員も、基幹教員になれるのですか。	教養科目のみを担当する教員も、要件を満たすのであれば、基幹教員になることは可能です。
10-4	教養教育に係る組織に所属する教員を基幹教員として算入する場合、学内の所属と基幹教員の算定上の所属が異なることになると認識していますが、このようなことも許容されると考えてよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。

２．１年につき３科目以上の当該学科等の教職課程に係る授業科目を担当するもの

＜説明会資料 1−3（13 頁）＞

「１年につき３科目」は単独・複数・オムニバス担当いずれも可。教職課程科目であれば複数の科目区分（「大学が独自に設定する科目」含む）で構成されていても可。共通開設科目を担当する場合はそれぞれの課程で算入ができる。（①当該教員の専門分野　②教育実習　③教職実践演習を想定）

No.	質問	回答文	考え方・留意事項
44	「○○科教育指導法Ⅰ」「○○科教育指導法Ⅱ」など、名称や番号が連続する複数の授業科目は、教職専任教員の担当科目数について、それぞれ別の科目として数えることができますか。	数えることは可能です。	異なる授業科目であれば、名称を問わず別の科目として数えることは可能です。一方、教職専任教員の担当科目数を確保することのみを目的として、一体的な授業内容を合理的な理由なく複数の科目に分割することは適当ではありません。
45	教職専任教員の「1 年につき 3 科目以上」の担当要件は、年度当初の授業担当計画と年度終了後の実績のいずれにより確認しますか。	様式第 3 号に記載する、教育研究実施組織上の担当授業科目により確認します。	教職専任教員が、授業担当を通じて当該教職課程の教育内容に継続的かつ実質的に関与する体制を構築することが最も重要です。

No.	質問	回答文	考え方・留意事項
46	卒業論文、演習又は研究指導に関する授業科目を、教職専任教員の「1 年につき 3 科目以上」の担当科目に算入できますか。	当該授業科目が教職課程の授業科目として適切に位置付けられている場合には、算入の対象となり得ます。	個別の学生により内容が大きく異なる演習や卒業論文、研究指導科目は教職課程の科目として不適当という判断が行われてきたところです。これらの科目を教職課程の科目として位置付けることを検討する場合は、十分に御留意ください。

〈課程認定申請の手引き（令和 9 年度開設用）301 頁〉

No.	質問	回答文
95	論文執筆や研究指導を目的とした科目を教職課程の科目として申請してよいか。	卒業論文、修士論文等の作成に関連した論文執筆や研究指導を目的とした科目などでは、学生によって扱う研究テーマ等が異なり、学校教育に資する教科又は教職の専門性にどのようにつながるか不明であることから、教員免許取得のために必要な単位として適当とは言えない。

令和 4 年度開設用手引きから掲載。

〈課程認定申請の手引き（平成 25 年度改訂版）188 頁〉

No.	質問	回答文
3	卒業論文・修士論文指導に関する科目を、教職課程の授業科目にすることができるか。	施行規則に定める科目の趣旨と、当該科目の内容との関連性により、その可否は異なる。

平成 19 年度改訂版からこの QA が掲載されてきたが、平成 26 年度改訂版からは削除。

No.	質問	回答文	考え方・留意事項
94	演習、卒業論文又は研究指導に関する授業科目を、強み専門性科目として位置付けることはできますか。	これまでの課程認定においては、個別の学生により内容が大きく異なる演習や卒業論文、研究指導科目は教職課程の科目として不適当という判断が行われてきたところですが、制度改正後においては、その趣旨を踏まえ、強み専門性科目として位置付けられることも考えられます。	その場合においては、身に付ける強み専門性及びその対象科目と教職との関係性について説明できるよう、整理をしておいてください。

No.	質問	回答文	考え方・留意事項
47	複数の教員が担当する教育実習、学校体験活動又は教職実践演習について、実習校の巡回指導や一部の指導を行う場合も、教職専任教員の「1年につき3科目以上」担当科目に算入できますか。	当該教職専任教員がシラバス上で授業担当教員として明確に位置付けられ、授業の実施及び成績評価に実質的な責任を負っている場合には、担当科目として算入し得ます。	
49	同一科目を複数クラスで担当している場合や、複数校種で共通開設している場合、教職専任教員の「1年につき3科目以上」の要件について、担当科目数はどのように算定しますか。	クラス分けや担当回数にかかわらず、シラバス上で授業担当教員として位置付けられ、成績評価を含めて当該科目を担当する教員であれば、「1年につき3科目以上」の要件に算入し得ると考えられます。また、共通開設科目は課程ごとに算入が可能です。（例えば、幼・小・中で共通開設している科目はそれぞれの課程で1科目に算入）	なお、単に3科目を担当するのみをもって教職専任教員の要件を満たすこととはなりません。要件の一つである当該学科等の教職課程の編成及び運営等に関し責任を担っている者であるかどうか、新たな様式への記載やヒアリング等により直接確認を行う可能性があります。
50	教職専任教員の「1年につき3科目以上」の要件は、1単位科目と4単位科目を同じ1科目として数えるのですか。また、オムニバス科目や同一科目の複数クラス担当はどう扱いますか。	単位数にかかわらず、科目ごとに数えられます。クラス分けや担当回数にかかわらず、シラバス上で授業担当教員として位置付けられ、成績評価を含めて当該科目を担当する教員であれば、「1年につき3科目以上」の要件に算入し得ると考えられます。なお、同一科目の複数クラスを1人で担当している場合は1科目として算入されます。	なお、単に3科目を担当するのみをもって教職専任教員の要件を満たすこととはなりません。要件の一つである当該学科等の教職課程の編成及び運営等に関し責任を担っている者であるかどうか、新たな様式への記載やヒアリング等により直接確認を行う可能性があります。
51	教職専任教員の「1年につき3科目以上」の要件は、専修免許状の教職課程にも適用されますか。	基準に示すとおりです。	専修免許状で取扱いを変える規定はありません。

No.	質問	回答文	考え方・留意事項
55	教職専任教員の「1 年につき 3 科目以上」の要件について、「大学が独自に設定する科目」、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目、教育実習、教職実践演習等は、担当科目数に算入できますか。	大学が独自に設定する科目、教育実習、教職実践演習は算入可能です。教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に関する科目は教職課程外の科目のため、算入できません。	
56	同一の学科等に複数の学校種又は免許教科の教職課程を置く場合、「1 年につき 3 科目以上」の担当科目数は、複数の教職課程の授業科目を合算して算定できますか。	共通開設を行っている科目は、それぞれの学校種又は免許教科の教職課程において算入可能です。一方、共通開設していない授業科目を、異なる教職課程間で単純に合算することはできません。	
52	教職専任教員の「1 年につき 3 科目以上」の要件は、教科専門・教職専門科目のいずれで満たす必要がありますか。	いずれでも可能です。	
62	異なる科目区分の授業科目を担当する教員について、当該授業科目を「1 年につき 3 科目以上」の担当科目として算定できますか。また、科目区分ごとに必要教職専任教員数が定められている場合、同一の教員を複数の科目区分に重複して算入できますか。	異なる科目区分の授業科目であっても、教職専任教員の「1 年につき 3 科目以上」の担当科目の一つとして算定することは可能です。一方、科目区分ごとに教職専任教員の配置が定められている場合、同一の教職専任教員を複数の科目区分の必要教職専任教員数に重複して算入することはできません。	（例 1）「教科に関する専門的事項に関する科目」の教職専任教員が教科専門科目・教育実習・大学が独自に設定する科目を担当する場合、3 科目を担当していると考えられる。 （例 2）教科専門科目・教科指導法・大学が独自に設定する科目を担当する教員は、「教科に関する専門的事項」「教育の基礎的理解に関する科目等」の両方の教職専任教員にはなれない。

改正後認定基準（４－６）

（６）中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。

ⅰ）教科に関する専門的事項に関する科目

免許教科	必要教職専任教員数
国語 ＜以下略＞	３人以上 ＜以下略＞

ⅱ）各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に関する科目等

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要教職専任教員数
８００人以下	２人以上
８０１人～１，２００人以下	３人以上
１，２０１人～	４人以上

備考

教職専任教員の配置は、以下①から１人以上、②～④から１人以上とする。

①教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）

②各教科の指導法に関する科目

③教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児 童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）

④道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。

※中学校を例にあげましたが、他の学校種も同様の規定があります。

No.	質問	回答文	考え方・留意事項
53	教職専任教員の「1年につき3科目以上」の要件は、常に満たしている状態が求められますか。例えば、隔年開講の科目や休職・研修等で一時的に科目を担当しない場合は、新たに別の教職専任教員を配置する必要がありますか。	受講者がいない等により担当科目が不開講となった場合や、休職や研修等により3科目の担当数を一時的に下回る状態が生じた場合においては、一時的なものとして取り扱うことができると考えられます。一方、隔年あるいは3～4年に1回の開講があらかじめ決められている科目を担当する場合などにおいては、恒常的に3科目を下回る状況を作らないよう、御留意ください。	なお、単に3科目を担当するのみをもって教職専任教員の要件を満たすこととはなりません。要件の一つである当該学科等の教職課程の編成及び運営等に関し責任を担っている者であるかどうか、新たな様式への記載やヒアリング等により直接確認を行う可能性があります。
37	サバティカル等の取得に伴い教職専任教員の要件を満たさなくなった場合、当該教員は教職専任教員からは外れることになるのでしょうか。	サバティカル等の取得による場合も含め、教職課程の編成等に責任を担う立場を離れたり、授業科目の担当を外れたりするなどして、所定の要件を充足しなくなった場合、当該教員は、教職専任教員から外れることになります。また、この教員が教職専任教員ではなくなることに伴い、必要教職専任教員数に不足が生じるのであれば、速やかに不足分を補充する必要があります。	基幹教員の考え方と同様です。

〈課程認定申請の手引き（令和9年度開設用）305頁〉

No.	質問	回答文
127	教職課程における教職専任教員が、海外研修（サバティカル）や育児休業等の事情により、大学を離れる期間がある場合には、新たに教職専任教員を雇用しなくてはならないのか。また、変更届の提出が必要か。	海外研修（サバティカル）や育児休業等によって大学を離れる期間がある場合には、必ずしも教職専任教員を新たに雇用することは要しないが、当該期間において、教職専任教員と同等の役目を果たす代わりの教員を大学の責任において確保し、教職課程の運営に支障のないように配慮すること。 なお、その際、教職専任教員を新たに雇用する場合や既に配置されている教職専任教員の担当授業科目を追加する場合など、変更届が必要な場合に該当する対応を行うのであれば変更届が必要であるが、そうでない場合には、変更届の提出を要しない。

No.	質問	回答文	考え方・留意事項
57	同一の教員を学部と大学院の双方で教職専任教員として位置付ける場合、「1 年につき 3 科目以上」の要件について、学部と大学院の担当科目を合算できますか。	「1 年につき 3 科目以上」の要件を、学部や大学院の課程間で合算することはできません。なお、短期大学や専攻科の課程においても同様です。	基準が認める範囲において、教職専任教員は重複して算入することが可能です。

同一の教員を学部と大学院の双方で教職専任教員として位置付ける場合（教職課程認定基準）

新（2028/4/1～）	旧（～2028/3/31）
６－８　専修免許状の課程認定を受ける場合の特例	**５－８　教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例**
（２）大学（短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。）の学科等が有する教職課程と、大学院等の学科等が有する教職課程の免許状の種類の学校種（この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む）が同一である場合、それぞれの教職課程（教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等）の教職専任教員として取り扱うことができる。	（４）大学（短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。）の学科等が有する教職課程と、大学院等の学科等が有する教職課程の免許状の種類の学校種（この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む）が同一である場合、それぞれの教職課程（教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等）の教職専任教員として取り扱うことができる。
（３）大学のみの学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみの学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の教職専任教員でなければならない。	（５）大学のみの学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみの学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の教職専任教員でなければならない。
（４）認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第２３条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみの学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類の学校種の教職課程を有する学科等の教職専任教員については、当該学科等の教職専任教員でなければならない。	（６）認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第２３条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみの学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類の学校種の教職課程を有する学科等の教職専任教員については、当該学科等の教職専任教員でなければならない。

No.	質問	回答文	考え方・留意事項
58	集中講義やオンデマンド形式で実施する科目も、教職専任教員の担当科目数に算入できますか。	算入可能です。	授業の実施時期や方法のみを理由として、担当科目数から除外されるものではありません。
61	新設する教職課程において、開設年度には未開講で、完成年度までに開講する授業科目を「1年につき3科目以上」の担当科目に含めることができますか。	含めることは可能です。	課程認定申請においては、完成年度までの教育課程及び教員組織を通じて要件を確認します。このため、開設年度に配当されていない授業科目であっても、完成年度までに当該教員が担当することが申請書上明確であれば、担当科目として確認の対象となり得ます。ただし、各年度の授業実施及び教職課程の運営に支障が生じない教員組織を確保してください。

３．専ら当該大学の教育研究に従事するもの

＜令和４年度大学設置基準等の改正に係るQ&A（基幹教員関係）＞

No.	質問	回答
11	「専ら当該大学の教育研究に従事する者」とは、どのような意味ですか。	一の大学でフルタイム雇用されている者（事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者（当該フルタイム労働者と１週間の所定労働時間が同じ有期雇用労働者を含む。））であって、月額報酬20万円以上かつ当該大学以外の業務の従事日数が週３日未満であること等を満たす者を想定しています。 なお、当該要件については、学部等の単位ではなく、大学等の単位で適用する必要があり、例えば、同一の大学等において、一の学部等で「専ら当該大学の教育研究に従事する」基幹教員として取り扱う場合、他の学部等で同様に当該学部等における必要最低教員数に算入可能な基幹教員として取り扱うことは認められません。

４．教員の所属組織

No.	質問	回答文	考え方・留意事項
36	教職課程を有する学科以外の教員も、教職専任教員になり得ますか。	基準に示す要件を満たす限りにおいて、可能です。	なお、単に３科目を担当するのみをもって教職専任教員の要件を満たすこととはなりません。要件の一つである当該学科等の教職課程の編成及び運営等に関し責任を担っている者であるかどうか、新たな様式への記載やヒアリング等により直接確認を行う可能性があります。
38	教職センター等の全学組織や、教職課程を有する学科以外に所属する教員を、教職専任教員として位置付ける場合、学内の所属と教職専任教員として整理する対象が異なっていてもよいですか。	基準に示す要件を満たす限りにおいて、可能です。	学内の所属組織と、教職専任教員として位置付ける教職課程上の整理が異なること自体は妨げられませんが、当該教員が当該教職課程の編成及び運営等に責任を担い、授業担当要件等を満たしていることが必要となります。
41	共通開設科目を担当する教員を、それぞれの教職課程の教職専任教員とする場合、各教職課程について教職専任教員の要件を満たす必要がありますか。	必要となります。	当該教員が、それぞれの教職課程の編成及び運営等について責任を担うこと、授業担当要件を満たすこと等、教職専任教員としての要件を満たす必要があります。共通開設科目を担当していることのみをもって、当然にすべての共通開設先の教職専任教員となるものではありません。